

宮城県職員措置請求書

2020年10月1日

宮城県監査委員 殿

請求人 仙台市民オンブズマン

代表

〒980-0021

仙台市青葉区中央4-3-28

朝市ビル4階

電話 227-9900

地方自治法第242条1項に基づき、事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

第1 請求の趣旨

宮城県が2020年8月に株式会社日本総合研究所との間で委託費を3624万5000円として締結した「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想策定支援業務」に関する業務委託契約（以下「本件業務委託契約」という。）は、公金の無駄使い以外の何ものでもなく、そのような業務委託契約に基づく公金の支出は違法かつ不当であるから、本件業務委託契約の解除、本件業務委託契約に基づく既払金の返還請求、未払金の支出差止請求、宮城県知事その他関係者に対する損害賠償請求その他適切かつ必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

第2 請求の理由

1 はじめに

本監査請求は、宮城県美術館の移転の是非を問題とするものではなく、宮城県美術館を現地改修するか仙台医療センター跡地に集約・複合化するかについての方針決定と方針決定後の基本構想の策定という業務の支援を3624万5000円もの委託費を支払って株式会社日本総合研究所に委託することが違法かつ不当であることを問うものである。

2 宮城県美術館リニューアル基本方針の策定

(1) 宮城県は、有識者による懇話会や、アンケート、関係者からのヒヤリング、パブリックコメント等によって各方面から意見を得た上で、2017年3月に「宮城県美術館リニューアル基本構想」(以下「リニューアル基本構想」という。)を策定した(資料1)。基本構想では、自然環境に恵まれた良好な立地環境と合理性のある建築設計である現有施設を活かして既存建物の改修を行うという基本的な考え方が示された。

(2) リニューアル基本構想に基づいて、リニューアルに係わる施設整備や管理・運営等の基本方針を明らかにする「宮城県美術館リニューアル基本方針」(以下「リニューアル基本方針」という。)を策定するため、広く専門的な意見を聴取する「宮城県美術館リニューアル基本方針策定検討会議」(以下「リニューアル検討会議」という。)が開催されることとなった。

(3) 宮城県は、2018年3月、リニューアル基本方針を策定した(資料2)。

リニューアル基本方針では、「施設改修の基本方針」について、「美術館が現在もっている財産・資源を最大限に有効活用します。自然環境に恵まれた良好な立地環境と、合理性・耐久性に優れた美しい建築物を大切にしながら改修します。」、「当美術館は、広瀬川や青葉山な

ど豊かな自然に囲まれた地区に位置し、『杜の都仙台』を象徴する環境に包まれています。」「当美術館は、国立西洋美術館（平成28年7月に世界文化遺産に登録）を設計した建築家ル・コルビュジェに師事し、日本を代表する建築家の一人である故前川國男氏の設計によるものであり、美術館として高い合理性を有し、国土交通省の公共建築百選にも選ばれています。外観、中庭、エントランスホール、展示室、創作室など建物の空間構成の本幹となる部分は、既存を残しながら改修します。」などとされていた。

(4) 宮城県は、リニューアル基本構想策定後、宮城県美術館の現地存続を前提として、以下のとおりの改修工事を実施している（資料3, 4）。

① 2017年6月 記念館空調設備改修工事 3億4085万円

② 2018年9月 屋根防水改修工事 7073万1000円

3 県有施設等の再編に関する基本方針の策定

(1) 宮城県は、「震災復興計画の終了後を見据え、老朽化が進む県関係施設の再編整備や公有地の効果的な活用方策について、所管部局を横断した総合的な検討を行うにあたり、広く有権者からの意見聴取を行う」ことを目的として、県有施設再編等の在り方検討懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することとし、2019年5月20日、第1回懇話会を開催した。

(2) 宮城県は、2019年11月18日に開催された第4回懇話会に対し、美術館と県民会館の移転・集約案を提出した（資料5）。そして、同年12月12日に開催された第5回懇話会に対し、「県有施設等の再編に関する基本方針（中間案）を提出した（資料6）。

上記中間案では、宮城県美術館を仙台医療センター跡地に移転することとし、宮城県県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザと集約・複合化するとの方針案が示された。

(3) 村井知事は、2019年11月25日の定例記者会見において、

「これは有識者懇話会の中で、そのような案を出したということですが。美術館につきましては、聞いたところリニューアルに相当な経費がかかります。非常にしっかりとした建物ですけれども、築30年以上たちましてリニューアルするだけでも50億円以上のお金がかかるという見積もりでした。そのようなことを受けて、今後集客し、見ていただくことを考え、併せて県民会館、美術館共に芸術を扱う観点から非常に親和性が高い、2000人規模のホールと美術館の集約は地域の文化振興にもつながるという取りまとめになったと報告を受けています。」、「まずは議員の皆さまの意見を聞きながら、この方向で良いということになりましたら、新たな場所での計画を立てていくこととなります。」、「仙台駅を中心に西と東でバランスよく人が流れるような形に持っていくのは、仙台市にとっても必ずしもマイナスなことではないと思います。」などと発言している（資料7）。

- (4) 宮城県は、2020年2月20日に開催された第6回懇話会に対し、「県有施設等の再編に関する基本方針（最終）」を提出した（資料8）。

上記最終案では、「宮城県美術館については、仙台医療センター跡地（仙台市宮城野区）において、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザと集約・複合化する方向で更に検討を進める。」との方針が示され、懇話会の構成員からは、3つの施設を仙台医療センター跡地において集約・複合化すること自体については異論は出されなかった。

4 本件業務委託契約の締結

宮城県は、2020年6月9日、「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想策定支援業務」を委託する業者の募集を開始し、2020年7月、株式会社日本総合研究所が業務委託候補者に選定され、同年8月、宮城県と株式会社日本総研との間で、

委託費を3624万5000円とする本件業務委託契約を締結した。

5 本件業務委託契約における業務の内容

本件業務委託契約における業務の内容は，【方向性1】（美術館の現地改修と県民会館及びNPOプラザの移転新築をそれぞれ実施）と【方向性2】（対象施設の集約・複合化による移転新築を実施）のメリット・デメリットを多角的に分析し，施設整備の方向性を整理した上で，宮城県民会館，宮城県民間非営利活動プラザ及び宮城県美術館の集約・複合化に向けた検討を進めるに当たり，機能，規模，立地条件等を調査及び検討し，基本構想策定を支援する，というものである（資料9，10）。

6 本件業務委託契約が違法かつ不当であること

（1）現地改修か集約・複合化かの検討を委託する必要性がないこと「宮城県美術館については，仙台医療センター跡地（仙台市宮城野区）において，宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）と集約・複合化する方向で更に検討を進める。」という再編基本方針の結論は，6回もの懇話会を開催して，専門家が慎重に審議して採択した結論であって，現時点において，現地改修か集約・複合化かについて改めて検討する必要はないはずである。

仮に検討する必要があるとしても，宮城県美術館の現地改修については，リユール基本方針が存在し，集約・複合化については再編基本方針が存在するのであるから，いずれを採用すべきかは，2つの基本方針を踏まえて，広く県民の意見を聞きつつ，県民の代表者で構成される県議会において，決することは十分に可能であり，3624万5000円もの費用を支払って株式会社日本総合研究所に委託する理由も必要もない。

（2）「基本構想の作成支援」が無意味となる可能性があること

基本構想の作成の前提として，宮城県美術館を現地改修するのか，それとも集約・複合化するのかを決定する必要があるが，仮に株式

会社日本総合研究所において、現地改修が妥当であるとの結論を出した上で、現地改修を前提として、基本構想を作成したとしても、後日、県議会が集約・複合化を選択した場合には、株式会社日本総合研究所が作成した基本構想は全く意味のないものとなり、株式会社日本総合研究所に支払う委託費3624万5000円はまったく無駄な支出となってしまう。

まずは、現地改修か集約・複合化かを確定し、その後に、基本構想の作成に着手するべきであり、現地改修か集約・複合化かが確定していない現時点で、3624万5000円もの委託費を支払って基本構想の作成を依頼することは税金の無駄使いとなってしまう可能性がある。

(3) 本件業務委託契約の真の目的が集約・複合化の推進にあること

宮城県の「県有施設等の再編に関する基本方針（中間案）」に対しては、県内外から、宮城県美術館の現地存続を求める声が多数寄せられ、現地存続を求める市民運動が盛り上がりを見せ、県議会においても、異論が出たことから、このまま集約・複合化を推進することは難しい情勢となった。

そこで、何としても仙台医療センター跡地での集約・複合化を推進したい村井知事は、集約・複合化に対するお墨付きを獲得するために、本来、必要もない本件業務委託契約を締結するに至ったのである。

そのことは、宮城県が業務仕様書（資料9）において提示した「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想構成案」の内容が、宮城県美術館の歴史的・文化的・芸術的な意義・価値を十分に考慮・検討するようなものとはなっておらず、株式会社日本総合研究所が出す結論が、経済効率を最優先する宮城県策定の再編基本方針に即して仙台医療センター跡地での集約・複合化となる可能性が極めて高いことから明らかである。仙台医療センター

- 跡地での集約・複合化という結論ありきの業務委託というほかない。
- (4) 以上のとおり、本件業務委託契約は、不必要かつ無意味なものであり、しかも不当な目的のために締結されたものであるから、違法かつ不当なものである。
- 7 よって、本件委託契約の解除、本件業務委託に基づく既払金の返還請求、未払金の支出差止請求、宮城県知事その他関係者に対する損害賠償請求その他適切かつ必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

以上

事実証明書

- 資料 1 宮城県美術館リニューアル基本構想
- 資料 2 宮城県美術館リニューアル基本方針
- 資料 3 美術館移転に関する宮城県の見解、補助金、都市計画図上の制約条件などの項目を整理
- 資料 4 美術館工事实績一覧表
- 資料 5 県有施設の再編方針について
- 資料 6 県有施設等の再編に関する基本方針（中間案）
- 資料 7 宮城県知事 定例記者会見（2019年11月25日）
- 資料 8 県有施設等の再編に関する基本方針（最終）
- 資料 9 業務仕様書
- 資料 10 企画提案募集要領